

地方自治法第 199 条第 5 項の規定に基づき、また、上越市監査委員監査基準に準拠して、随時監査を実施したので、同条第 9 項の規定によりその結果を公表する。

令和 3 年 8 月 2 日

上越市監査委員 大原 啓 資

上越市監査委員 山 川 と も 子

上越市監査委員 大 島 洋 一

#### 記

- 1 監査の種類 随時監査「令和元年度定期監査における指摘事項の措置報告の確認調査」
- 2 監査の対象 浦川原区教育・文化グループ
- 3 監査の着眼点 前回監査指摘事項は措置報告どおり改善されているか。
- 4 監査の実施内容 提出された資料に基づき、帳簿、書類の全部又は一部を抽出調査するとともに、担当職員からの説明を受けた。
- 5 監査の実施場所 監査委員事務局
- 6 監査の日程 令和 3 年 6 月 1 日～7 月 27 日

#### 7 監査の結果

前回監査指摘事項 2 件について、1 件は適正に改善されていた。他の 1 件は、前々回監査から改善されていなかった 6 項目についてであり、概ね改善されていたが、体育施設維持管理業務委託に関するもののうち、適正な割増賃金率の適用については改善されていなかった。指摘となった事項に対しては、同じ誤りを生じさせないように取り組むことを確認した、との再発防止措置が監査委員に報告されており、分室長までの決裁を受けた定期監査結果に対する改善結果・是正方法においては、再確認し、適正な算出方法に改めたとされているが、報告どおりとなっていなかった。実際の改善状況を報告するよう指導するとともに、繰り返し指摘された事項に対しては、重点的に確認を行われたい。また、必要に応じて関係課等へ照会し、すべての指摘・注意事項が改善されるよう今一度取り組まれたい。